# 中華人民共和国の「宗教団体」に関する一考察 ーイスラーム教協会の事例 —

澤井充生

# Ⅰ はじめに――問題の所在

中華人民共和国(以下「現代中国」)における「結社の自由」の問題は1949年の建国以来、ジャーナリズムやアカデミズムの世界でずっと議論されてきた。2008年の「チベット騒乱」や「08憲章」、2009年の「ウルムチ騒乱」などに関する一連のメディア報道をみると、「結社の自由」の問題が「少数民族」、「宗教信仰」、「民主化」などの問題と直接・間接的に関連しており、中国人の日常生活とは切り離せない、ふるくて新しい問題のひとつだといえる。本稿は、中国ムスリム<sup>1)</sup>の「伊斯蘭教協会」(イスラーム教協会)の事例をとりあげ、現代中国における「宗教団体<sup>2)</sup>」を個別実証的に分析する論考である。

まず、本稿の分析枠組みについて簡単に説明しておこう。本稿の事例分析では中国研究における「国家・社会関係」(state-society relations)論のアプローチを援用する。これまでの中国研究では、おもに経済自由化政策導入後の社会変動に焦点をあわせ、「党国家」と「社会」との動態的な力関係が調査・研究されてきた。本稿における「党国家」とは「中国共産党が主導する国家体制」を、「社会」とは「党国家から相対的に独立した領域」を指すものとしてさしあたり定義しておく。詳細については後述するが、1990年代以降の中国研究では、「村民委員会」の選挙、「社区」(shequ, 行政主導のコミュニティ)の建設、労働組合の組織、宗教復興の発生などが「国家・社会関係」論によって議論されてきた。一般にメディア報道では、「党国家」VS「社会」(一般市民、少数民族、宗教勢力、民主活動家など)といった二項対立の図式が現在でも根強いが、「党国家」と「社会」のあいだには相互交渉の余地があるという見解が「国家・社会関係」論では提示されている。個別事例の詳細かつ実証的な調査・研究にもとづく「国家・社会関係」論は現代中国における「党国家」と「社会」との力関係を考察するうえでは現時点では有効なアプローチではないかと考えられる。

本稿では、「国家・社会関係」論のアプローチを参照しながら中国のイスラーム教協会についての事例分析をおこなう。中国のイスラーム教協会はその規約では「宗教団体」(zongjiao tuanti)と定義されており、一般的な理解としては、

中国ムスリムによって自発的に組織された「結社」(association)とされている。しかしながら、イスラーム教協会の実状について調査地(寧夏回族自治区<sup>3)</sup>)の清真寺(モスク<sup>4)</sup>)で話をうかがったところ、イスラーム教協会と行政機関との結びつきを指摘し、「イスラーム教協会は官製の宗教団体にすぎない」と断言する人たちが多く、その様子が非常に印象深かった。おなじような発言は清真寺にかぎらず、他のところでも耳にする機会が多く、イスラーム教協会の存在および内実がフィールドワーク終了後もずっと気になっていた。こうした疑問を出発点として、本稿では、中央・地方のイスラーム教協会の現在的状況をおもにイスラーム教協会の機関誌を参照しながら記述・整理し、現代中国おける「宗教団体」のありかたを検討することをおもな目的とする。

ここで、本稿の構成を説明しておこう。はじめに、中国研究における「国家・社会関係」論のアプローチをごく簡単に紹介し、本稿の研究視点および議論の方向性を具体的に提示する。その後、調査地における中国共産党主導の宗教政策の歴史的変遷および現状を概説し、イスラームを信仰する少数民族のひとつ、回族5をとりまく歴史的・政治的環境の特徴を把握する。そして、調査地で収集した文献資料やイスラーム教協会関係者に対するインタビュー調査でえられた一次資料にもとづき、中央・地方のイスラーム教協会の設立趣意・活動内容・組織構成などの諸特徴を記述・分析する。最後に、調査地の清真寺で観察した行事を例に挙げ、その場にいる中央・地方のイスラーム教協会、党・行政関係者、一般の聴衆の発言内容や態度を手がかりとして、共産党、行政機関、「宗教団体」、清真寺の力関係およびそこにうかびあがる問題点を明らかにしたい。

# Ⅱ 「国家・社会関係」論

それでは、本稿の分析枠組みとする「国家・社会関係」論の研究動向をごく簡単に整理しておきたい。近年、現代中国における「国家・社会関係」を積極的にとりあげる代表的な研究者に政治学者の菱田雅晴がいる。菱田はおもに欧米の中国研究の成果をふまえて「国家・社会関係」に関する論集をかつて企画・出版したことがある [菱田 2000]。その論集のなかで菱田は「国家・社会関係」論の研究動向を簡単に整理しているので、以下、簡単に概観しておこう。

菱田の定義によると、「国家・社会関係」とは第一義的には「一つの政体における支配者と被支配者との間の力の配分関係を指すもの」[菱田 2000:5]であるが、具体的には次のように説明されている。

「中央」対「地方」、「公」対「私」、「官」対「民」あるいは「政治」対「経済」、「都

市」対「農村」等の二項対立(dichotomy)に分解することとし、然るのちに、「国家」とは直裁的には中央政府に代表される各二項対立の第一項を意味するものの、それのみにとどまらず、公的権威世界から発せされるすべてのものを「国家」と規定する。他方、「社会」とは、組織的(organizational)/未組織的(unorganizational)ないし制度的(institutional)/「非制度的(uninstitutional)とを問わず、あらゆる社会関係、利害構造のスペクトルの総和と簡単に押さえておこう「菱田 2000:5-6]。

「国家」とは、中国共産党が主導権を掌握する中央政府を基本的には指すが、「公」や「官」のよう「国家」から派生したものをもふくむ。それに対して、「社会」は「国家」とは相対的に独立したものを指す。もちろん中国社会では「公」・「私」の区別それ自体が困難であるとよく指摘されるように、「国家」・「社会」の区別は必ずしも容易ではないが、あくまでも分析概念として両者を分類して使用することは可能であろう。

菱田は「国家・社会関係」に対する研究視座を、①レーニン主義アプローチ、②儒教伝統アプローチ、③改革アプローチ、④市民社会(論)に分類して簡単に説明している。①は現代中国の社会主義期に発生した(する)諸問題を党=国家体制の成立や変革そのもののうちに見出す立場である。②は改革開放期にみられる新しい変化がプレ社会主義期以来の儒教的伝統の所産であると考え、中国固有の政治文化の伝統にその変革の源泉を求める立場である。③は現代中国における変化の過程を改革措置そのもののなかに見出し、改革を新旧の価値意識の交替過程として描き、そうした価値の転換の速度に既存の集団や組織や制度が不整合となるところから党=国家体制そのものの揺らぎを示す立場である。④は現代中国における「市民社会」の自律性の強弱から党=国家体制の変質(統制機能の低下)を読みとろうとする立場であり、アメリカの中国研究にもっとも特徴的なアプローチである。

ここで補足しておくと、菱田は「国家」と「社会」の関係をたんなる対立関係として設定しているわけではなく、むしろ二項対立の図式による一面的な理解に対して警鐘を鳴らしており、「国家・社会関係」を「共棲・両棲関係」として捉えなおしている。菱田の理解では、「改革・開放プログラムによって、現代中国には「国家と社会との共棲関係(symbiosis)」、あるいはより素直には「怪しげな、胡散臭い両棲関係」がもたらされている」「菱田 2000:12]。ここでいう「怪しげな胡散臭い関係」とは、「国家」と「社会」の間の領域自体が曖昧であること、両者間に相互浸透(filtration)がみられること、個別の事例におうじて不確定であることに特徴づけられるものである。実際、党=国家体制がかなりの程度確立

された時期(例えば文化大革命期)においてですらその制度的間隙をぬって「社会」の側の自律性が蓄積されつづけてきたし、また、現代中国の社会変動の現状は「国家」に対する「社会」の自律性の高まりとして描くことが可能ではあるが、それでもなお党=国家体制の権力メカニズムが厳然と存在しているのも依然としてたしかな事実である[菱田 2000:12-15]。このような「国家」と「社会」の間にみられる両義的な関係性を菱田は多角的に検討する必要があると論じている。

筆者は、菱田の整理したいくつものアプローチはそれぞれが排他的な関係にあるわけではなく、個別事例におうじて研究者が取捨選択するものであると考えている。また、菱田の立場に共感しており、現代中国の「国家・社会関係」を検討するにあたっては、「党国家」と「社会」とが特定の場面において展開するポリティクス(利害関係をめぐるせめぎあい)を慎重にみきわめる必要があると考えている。

ところで、本稿では中国のイスラーム教協会の事例をとりあげるが、中国の宗 教に関する研究のなかで「国家・社会関係 | がどのように把握されているのかと いうことについても紹介しておこう。中国宗教の研究についていえば、おもに 1980 年代から 1990 年代にかけて欧米人研究者を中心として人類学的なフィール ドワークが実施され、中国各地の「宗教復興」の具体的な様子が詳細に報告され てきた。例えば、文化人類学者の足羽與志子は中国東南部の福建省における仏教 復興について報告した論文のなかで「国家・社会関係」に関する従来の分析枠組 みを簡単に整理している。足羽は、従来の分析枠組みが支配者(党国家)と被支 配者(社会)の上下関係という二項対立的相互関係を前提としているため、その ほかの外的な要素を射程に入れていないと指摘する。また、中国東南部で発生し ているめざましい仏教復興のなかに仏教徒の自律性を安易に読み取ろうとする一 面的な解釈を痛烈に批判し、調査地の仏教復興が「党国家」のヘゲモニーを形成 する側面に留意する必要性を強調する [足羽 2000:270]。おなじく福建省アモ イ市でフィールドワークを実施したデイヴィッド・L・ワンクは、共産党・宗教 事務局・仏教協会・仏教寺院がくりひろげるポリティクスを具体的かつ緻密に分 析しており、そのなかでワンクの言葉を借用すれば、「群衆団体 6 」、すなわち「社 会団体」(この場合は仏教団体)の両義的な役割を見事に解明している [ワンク 2000: 275-304]

中国東南部の仏教がおかれた現状を考察するにあたって「宗教団体」に注目した足羽やワンクの研究は、ほかの中国研究者(とくに人類学者)がどちらかといえば「宗教」(zongjiao)、すなわち公認宗教<sup>7)</sup>よりもむしろそれ以外の民間信仰の研究に重点をおく傾向に鑑みると、研究視点が斬新かつ示唆的である。なぜなら、現代中国の宗教にまつわる問題を「党国家」の存在を念頭において考察する

場合、共産党から「お墨付き」をもらった公認宗教を正面からとりあげる作業はまさに「正攻法」だからである。また、もうひとつの理由としては、「党国家」のなかに組み込まれた結果、宗教政策の支持を表明する立場にある公認宗教を個別実証的に分析しないかぎり、現代中国の宗教が直面している諸問題を十分には解明することができないはずであり、また、そのためには「党国家」と宗教を信仰する人たちの「橋渡し」となりうる「宗教団体」の位置づけをみきわめる作業が必要だからである。

# Ⅲ 中国共産党の宗教政策──寧夏回族自治区の場合

本節では、中央・地方のイスラーム教協会の個別事例を紹介する前に、調査地の寧夏回族自治区における中国共産党の宗教政策の歴史的変遷および宗教管理機構の状況を通時的に記述しておきたい。調査地において中国共産党がムスリムとどのように接触し、社会主義諸政策を施行してきたのか、経済自由化政策導入後の宗教政策がどのように施行されているのか、という点に焦点をあわせて概観する。

まず、寧夏は、清朝期に「回民蜂起」(ムスリムの大規模な武装蜂起)が発生したことがあり、近現代史上、中国の国内政治の安定化を実現するにあたって軽視できない地域のひとつである。中華民国期には軍事力を背景に台頭した「回民軍閥」が西北部の青海・甘粛・寧夏を実質的に支配し、おもに共産党や日本軍としのぎをけずっていた。共産党が当時の回民の多い地域に進出した時期は1930年代であり、騎兵隊を有する「回民軍閥」は共産党にとっておおきな脅威で(例えば、「紅軍」の部隊のひとつが馬姓軍閥に壊滅されたことがある)、共産党は陝西省延安を活動拠点として回民を熱心にリクルートしようとしていた。また、当時、共産党の支配地域ではイスラームの伝統や慣習を尊重する政策が積極的に採用されていた。

ところが、1949年中華人民共和国が成立すると事態は一変した。中国各地では1950年に公布された「土地改革法」が伝統的なコミュニティの社会経済的基盤を破壊したことはよく知られるが、1957年の「反右派闘争」や1958年の「宗教制度民主改革」も住民たちの生活世界のありかたに大きな衝撃を与えた。例えば、寧夏では他省(自治区)とおなじく清真寺や聖者廟が閉鎖されてしまい、ムスリムの共有財産が没収された。これは土地の国有化政策の一環として強行されたわけである。伝統的なイスラーム教育に従事していた宗教指導者や寄宿学生は清真寺や聖者廟から追放され、管理責任者を務めていた地元有力者(豪商や地主が多かった)が打倒された®。

1966年に「文化大革命」がはじまると、少数民族をとりまく状況が一層悪化した。この時期、少数民族のエリート層だけでなく、一般民衆も政治運動に積極的に動員されたからである。例えば、清真寺や聖者廟の大部分が破壊<sup>9)</sup>され、清真寺や聖者廟の宗教指導者や管理責任者は「紅衛兵」を急先鋒とする「造反派」に攻撃された。被害者のなかには収容所での労働を強制された者もいた。そのほかの一般民衆は1日5回の礼拝はいうまでもなく、伝統的な民族衣装(ムスリムの礼拝帽やベールなど)の着用までもが禁止された。清真寺のムスリム共同墓地は破壊されて更地となり、イスラームの土葬が公然とは実施できなくなった<sup>10)</sup>。それ以前は清真寺の周囲には回族が集住していたが、清真寺が破壊されて、「人民公社」が建設されると、漢族が徐々に移り住むようになり、回族・漢族の混住化が進むようになった。

このようにして実質的にはおよそ 20 年も継続した宗教弾圧が幕をとじるのは 1978 年のことである。「改革開放」政策の導入後、宗教政策が再開されるように なった。そのきっかけは、中国共産党の中央委員会が 1982 年 3 月 31 日公布した 「関於我国社会主義時期宗教問題的基本観点和基本政策」(第 19 号文件)である。これは 1957 年以来の「左」の政策上の誤りを修正し、宗教信仰の自由を保障する政策を提唱した共産党の公式見解である 11)。その後、1980 年代なかば頃から 寧夏各地で清真寺や聖者廟がムスリムによって自発的に修復されはじめた。それとは別に新築されたものもある。宗教指導者や寄宿学生が清真寺や聖者廟に帰ってくると、伝統的なイスラーム教育が再開されることになった。また、「寧夏伊斯蘭教経学院」(寧夏イスラーム教経学院)が政府機関によって設立され、新しい人材育成が積極的に実施された。それよりもまず、日々の礼拝や断食、喜捨や巡礼などを公然と実施できるようになったことが新たな宗教政策の目覚しい成果である。この点は正当に評価されるべきであろう。

しかし、それと並行して、1990年代以降、中央・地方の宗教政策が軌道にのってくるにつれて宗教管理機構があらためて再編され始めるようになった。例えば、文革期に廃止された行政機関の宗教事務局が活動を再開し、寧夏回族自治区内の宗教活動を管理するようになった。また、文革前には廃止された「寧夏回族自治区伊斯蘭教協会」(寧夏イスラーム教協会 12) も活動を再開した。また、1991年ごろから宗教政策に関する通知・規定・条例・意見などが共産党や国務院(日本の「内閣」に相当する)などからかずおおく発布されるようになった。代表的なものとしては、1991年2月5日共産党の中央委員会および国務院の通達した「関於進一歩做好宗教工作若干問題的通知」(第6号文件)、同年1月28日共産党の中央組織部の通達した「関於妥善解決共産党信仰宗教問題的通知」がある。これらの通知が出された背景には、1980年代の宗教政策の再開にともない、おもに

少数民族地域で宗教を信仰する共産党員が増加したことがある。このほかにも 1991 年 5 月 6 日に国務院の宗教事務局および民政部が「宗教社会団体登記管理 実施弁法」を通達したが、これは、中国各地で「宗教復興」が発生した結果、合法・非合法の「宗教団体」が形成されることが警戒されたからであろう。いずれ にしても、宗教政策の法制化は 1990 年代以降に加速化されたわけである。2001 年 9 月 11 日以降はイスラーム政策が全体的に引き締められている。

### IV 中国イスラーム教協会

中国共産党主導の宗教政策を通時的に整理してみたが、1950年代なかば以降から1970年代末頃にかけておよそ20年もの間、中国国内の宗教政策が停滞していたことがわかる。1980年代前半に経済自由化政策が本格的に導入された後、中国各地で「宗教復興」が開花し、1989年の「天安門事件」まで継続した。1990年代にはいると、それまでの一部の加熱しすぎた「宗教復興」が党員の信仰問題という事態をまねき、共産党によって問題視されるようになった。結果、中央・地方をとわず、宗教政策の法制化が加速されたわけである。

このような政策の転換は当然のことながら清真寺を中心とするムスリム・コミュニティにも波及した。例えば、1993年12月17日「清真寺民主管理試行弁法」が中国イスラーム教協会の「第6回全国代表大会」で採択され、中国各地の清真寺に対する管理運営方法が制度化されることになった。この弁法は現在では本格的に施行されており、そこで中心的な役割を担っているのが、中央・地方のイスラーム教協会である。それでは、イスラーム教協会とはどのような「宗教団体」なのだろうか。本節では、イスラーム教協会の総本山ともいうべき「中国イスラーム教協会」の事例を紹介し、その設立趣意・活動内容・人事異動などを具体的に把握してみたい。以下、中国イスラーム教協会の発行する機関誌『中国穆斯林』を参照しながら要点を確認しよう。

# 1 設立趣意と任務

まず、1993年12月18日中国イスラーム教協会の「第6回全国代表会議」で採択された規約をみてみよう。中国イスラーム教協会は「中国のムスリム諸民族の全国的な宗教団体」と定義されており、設立趣意と任務は次のように規定されている[『中国穆斯林』編集部(編)1994:32]。

- 1 协助人民政府贯彻宗教信仰自由政策;
- 2 发扬伊斯兰教优良传统,代表伊斯兰教界人士和穆斯林的合法权益,本着

独立自主自办原则办好教务;

- 3 团结各族穆斯林,爱国爱教,拥护社会主义;
- 4 拥护"一个中心,两个基本点"的基本路线,推动穆斯林积极投入改革开放,发展经济,为建设有中国特色的社会主义服务;
- 5 加强民族团结、教派团结,维护国家和社会稳定,促进祖国统一大业;
- 6 发展和加强同各国穆斯林的友好联系和团结合作,维护世界和平。

中国語(漢語)の逐語訳はすこしわかりづらいが、念のため翻訳すると、①人民政府の宗教信仰自由政策に対する助力、②イスラームの素晴らしい伝統の発揚、イスラーム界の人士と民衆の合法的権益を代表しての保護、自主独立の原則による教務、③ムスリム各民族の団結、愛国愛教、社会主義の擁護、④「ひとつの中心、ふたつの基本点」の基本路線の擁護、改革開放に対するムスリムの積極的参加の推進、経済発展、中国の特色をもつ社会主義建設のための服務、⑤民族団結および教派団結の強化、国家・社会安定の保持、祖国統一の促進、⑥各国ムスリムとの友好関係および共同事業の発展・強化、世界平和の維持、となる。

なお、1993年の「第6回全国代表会議」によれば、この設立趣意の文面はそれ以前の設立趣意の一部を修正したものである。例えば、それ以前の「愛護祖国」という文言が「愛国愛教」に変更され、「中国の特色をもつ社会主義建設のための服務」という表現が追加されている。また、それ以前の「団結各族穆斯林」が「加強民族団結、教派団結,維護国家和社会穏定,促進祖国統一大業」に変更されている<sup>13)</sup>。詳細については後述するが、「民族団結」や「教派団結」という文言が追加された背景には、1992年に寧夏で発生したスーフィー教団、ジャフリーヤ派内部の武力衝突がある<sup>14)</sup>。いずれにしても、中国イスラーム教協会の設立趣意を仔細に検討すると、中国イスラーム教協会は「宗教団体」であるけれども、共産党の宗教政策に助力することを前提として活動を定めていることがわかる。

# 2 主な活動内容

ひきつづき、中国イスラーム教協会のおもな活動内容を確認する。以下、中国 イスラーム教協会の規約から活動内容にかかわる箇所を抜粋し、簡単に翻訳して みたい。

- 1 在宪法,法律,法规和政策规定的范围内开展伊斯兰教务活动;
- 2 举办伊斯兰教育,培养伊斯兰教教职人才;
- 3 发掘、整理伊斯兰教的优良历史文化遗产,开展伊斯兰学术文化研究,翻译、 出版经籍书刊;

- 4 建立、健全伊斯兰教内部的各项管理规章制度;
- 5 指导各地伊斯兰教协会的教务工作,交流经验;
- 6 促进各地伊斯兰教协会和清真寺兴办利国利民、服务社会的公益和自养事业;
- 7 开展同各国穆斯林和伊斯兰教组织的友好往来,增进交流与合作。

おもな活動内容は、①法律の範囲内でのイスラームの教務活動、②イスラーム教育および宗教指導者の育成、③イスラームの素晴らしい歴史文化遺産の発掘・整理、イスラームの学術文化研究の発展、イスラームの教義書の翻訳・出版、④イスラーム内部の管理規則の確立、⑤各地のイスラーム教協会の教務に対する指導、相互の意見交換、⑥各地のイスラーム教協会や清真寺による公益事業などの促進、⑦各国のムスリムやイスラーム組織との相互訪問、交流および共同事業の強化、である[『中国穆斯林』編集部(編) 2000:31]。ポイントのみを指摘すると、中国イスラーム教協会が中華人民共和国の法律の範囲内においてイスラームの教育・文化活動や対外交流を促進しようとしていることがわかる。また、中央のイスラーム教協会として各地のイスラーム教協会や清真寺に対して指導的な立場にあることもわかる。

ここで、2000年1月27日から30日まで開催された「第7回全国代表会議」における活動報告を参照し、活動内容をもう少し具体的に把握してみよう。「第7回全国代表会議」では過去6年間の業務内容が総括された。以下、中国イスラーム教協会の秘書長(宛耀賓)が報告した内容の一部を引用する。宛耀賓秘書長は1986年から1993年までの活動報告をつぎのように整理している。

- 1 加强爱国主义宣传教育,协助政府贯彻落实民族宗教政策,积极维护社会 稳定和穆斯林的合法权益
- 2 认真开展教务活动,积极引导伊斯兰教与社会主义社会相适应
- 3 加强伊斯兰教育和学术文化研究,办好《中国穆斯林》杂志
- 4 积极开展对外友好往来和文化交流活动,加强朝觐组织管理工作,提高服务质量
- 5 加强自身建设,完善组织机构,提高工作效益,全心全意为穆斯林群众服务

この報告内容を和訳すると、①愛国主義宣伝教育の強化、民族宗教政策の施行への助力、社会安定の維持およびムスリムの合法的権益の保護、②真摯な教務活動の展開、イスラームと社会主義社会の相互適応への積極的な指導(牽引)、③

イスラーム教育および学術文化研究の強化、『中国ムスリム』誌の刊行、④友好的な対外交流の積極的な展開、メッカ巡礼の管理の強化および服務の充実化、⑤自己建設の強化、組織機構の整備、業績向上、ムスリムに対する誠心誠意の服務となる[『中国穆斯林』編集部(編) 2000:11-14]。以上の内容から、共産党および行政機関の推進する政策(とくに愛国主義教育)に対する助力が中国イスラーム教協会に強く期待されており、それと同時に、中国イスラーム教協会もその任務を自覚していることが読み取れる。

### 3 組織構成

それでは、中国イスラーム教協会の組織構成を確認していこう。中国イスラーム教協会の最高機関は「全国代表会議」である。この会議は4年に1度開催され、全国各地の「代表」が参加する。例えば、1993年の「第6回全国代表会議」には全国各地から代表(309名)が出席している。代表の定員数や人選は「常務委員会」(後述)の会議によって決定される。全国代表会議において協会の活動内容の確認・審査、規約改定、「委員会」(後述)の改選などがおこなわれる。

全国代表会議における選挙によって委員会のメンバーが選出・決定される。委員会の任期は次回の全国代表会議までとされている。任期はおよそ6年。委員会の会議は2年に1度開催され、イスラーム教協会の活動内容が検討される。1993年の「第6回全国代表会議」では委員(211名)が選出されている。この委員のなかから「常務委員会」が選出される。常務委員会は全国代表会議や委員会の決議を執行し、重大な事項を検討・決議する役割を担う。常務委員会の会議は毎年1度開催される。1993年の「第6回全国代表会議」では常務委員(57名)が選出されている。

全国代表会議で選出された委員会および常務委員会のなかから「会長」(1名)、「副会長」(若干名)、「秘書長」(1名)が選出される。これらの役職の人事異動は委員会の協議および選挙によって決定される。会長と副会長は常務委員会の委託を受け、日常の業務活動の組織や指導を担当する。秘書長は会長や副会長の業務を補助する。秘書長の補佐役に「副秘書長」(若干名)がいるが、副秘書長は秘書長に指名された後、常務委員会の承認を得て決定される。このほか、「顧問」は委員会での協議および推薦によって決定される。1993年の「第6回全国代表会議」では、会長(1名)、副会長(15名)、秘書長(1名)、副秘書長(4名)、顧問(4名)が選出されている[『中国穆斯林』編集部(編) 1994:39-47]。以下の表1は「第6回全国代表会議」の主要な役職のメンバー一覧である。

役職	姓名
会長 (1名)	安士偉(北京)
副会長 (15名)	阿布都拉大毛*(新疆)、宛耀賓(在京単位)、玉賽因阿吉***(新疆)、 馬進成****(甘粛)、馬賢(在京単位)、韓麦掃日**(青海)、 阿吉亜克巴爾***(新疆)、馬人斌(上海)、蓋世明(河南)、 阿伊明*(在京単位)、馬良驥(陜西)、謝生林(寧夏)、 買買提・賽来*(新疆)、馬雲福(北京? ※名簿に氏名なし)、 夏木西丁*(在京単位)
顧問 (4名)	瀋遐熙 (在京単位)、白寿彝 (在京単位)、張秉鐸 (在京単位)、 艾買提・瓦吉地・(在京単位)
秘書長(1名)	宛耀賓(在京単位)※兼副会長
副秘書長(4名)	馬忠傑 (在京単位)、馬善義 (在京単位)、楊特立 (在京単位)、 馬立克 (名簿に氏名なし)
常務委員(57名)	※省略
委員 (211名)	※省略
全国代表(309名)	中国イスラーム教協会および在京単位 (27名) 北京市 (8名)、天津市 (7名)、河北省 (10名)、新疆 (74名)、 寧夏 (22名)、内モンゴル (8名)、甘粛省 (21名)、チベット (3名)、 陝西省 (6名)、青海省 (13名)、山西省 (4名)、河南省 (14名)、 山東省 (10名)、安徽省 (6名)、黒竜江省 (6名)、吉林省 (4名)、

遼寧省 (7名)、上海 (6名)、江蘇省 (6名)、浙江省 (4名)、湖南省 (3名)、湖北省 (5名)、江西省 (2名)、海南 (2名)、 雲南省 (12名)、福建省 (3名)、広東省 (3名)、広西 (3名)、

表1 中国イスラーム教協会の組織構成(1993年第6回全国代表会議)

出典:『中国穆斯林』(1994年第2期)から抜粋したデータを整理した。

※ほかの情報は省略

注記: 氏名(代表を務める地域)

氏名\*: ウイグル族、氏名\*\*: サラール族、氏名\*\*\*: カザフ族、

四川省(5名)、貴州省(5名)

氏名\*\*\*\*: クルグズ族、氏名\*\*\*\*\*: 東郷族、氏名: 回族(マークなし)

ここまでの情報を整理してみよう。まず、北京および地方のイスラーム教協会のなかから代表が選出される。その代表たちが全国代表会議に出席し、そのなかから委員が選出されて委員会が組織される。この委員会のなかから常務委員が選出され、常務委員から構成される常務委員会が中国イスラーム教協会を実質的に運営する。会長、副会長、秘書長、副秘書長、顧問は委員会における協議によって全国の代表のなかから選出される。このような人事制度の特徴を概観すると、中国のイスラーム教協会の組織構成が中国の近代的な政治組織(例えば、中国共産党や全国人民代表大会)のそれと非常に似通っていることがよくわかる。

ところで、中国イスラーム教協会のメンバーの民族構成に目を向けると、中国イスラーム教協会は全国各地にあるイスラーム教協会の本部に相当するため、中国のムスリム少数民族(10の少数民族)の人々が代表として参加できるようになっている。表1からはムスリムの人口が多い新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区、甘粛省などの代表の定員数が多いことがわかる。なお、イスラームのジェンダー規範が根強いせいか、イスラーム教協会の会員の圧倒的多数は男性である。一部女性の代表も選出されているが、きわめて少ない。

### V 寧夏回族自治区イスラーム教協会

本節では、調査地の寧夏イスラーム教協会の事例を紹介する。筆者が2000年から2001年にかけて調査地でフィールドワークを実施した期間中、寧夏イスラーム教協会を訪問し、インタビュー調査を実施させてもらえた。その際、寧夏イスラーム教協会の関係者から同協会の活動内容を具体的に説明してもらい、一次資料を整理した。以下、寧夏イスラーム教協会の概況を簡単に記述する。なお、寧夏イスラーム教協会の設立趣意・活動内容・組織構成には中国イスラーム教協会の事例とあいだにおおきな違いはあまりみられないため、本節では、中国語(漢語)の文言のすべてを和訳することはせず、相違点のみを指摘しておきたい。

### 1 設立趣意と任務

まず、寧夏イスラーム教協会の設立趣意は以下のとおりである。

- 1 拥护中国共产党的领导和社会主义制度,发扬伊斯兰教优良传统,爱国爱教;
- 2 代表伊斯兰教人士和穆斯林的合法权益,办好教务;
- 3 加强民族团结和伊斯兰内部团结。维护社会稳定,推动全区穆斯林积极参加社会主义物质文明和精神文明建设,促进祖国统一大业;
- 4 加强同兄弟省区穆斯林的联系,发展同世界各国穆斯林的友好联系和往来, 维护世界和平。

寧夏イスラーム教協会の設立趣意をみると、中国イスラーム教協会の設立趣意の文言を参考にして作成したように考えられる。ただし、寧夏イスラーム教協会の設立趣意には、中国イスラーム教協会の文面では使用されていない語彙、すなわち、「伊斯蘭内部団結」(イスラーム内部の団結)が盛り込まれている。「イスラーム内部の団結」という文言が加筆されているおもな理由は、寧夏にはイスラームの「教派」が多いことを念頭においたからであろう。詳細については後述する

が、寧夏にかぎらず、西北部では、イスラームの「教派」間関係や「教派」内関係は非常に複雑であり、共産党が宗教政策を効果的に施行するうえで無視できないファクターとなっている。



写真1 寧夏回族自治区イスラーム教協会

# 2 主な活動内容

ひきつづき、寧夏イスラーム教協会の活動内容をみてみよう。

- 1 协助人民政府宣传、贯彻宗教信仰自由政策和宗教法规,开展对伊斯兰教 界人士和穆斯林群众的爱国主义和社会主义教育,团结他们积极为社会主 义现代化建设服务。
- 2 指导帮助清真寺搞好民主管理,进行正常的宗教活动;培训、考核、管理阿訇, 提高他们的素质。
- 3 维护伊斯兰教界人士和穆斯林的合法权益,反映他们的意见和要求,向政府提出积极有益的建议。
- 4 收集、整理伊斯兰教史料,开展有关宗教经典和宗教学术的研究。
- 5 根据国家的对外开放政策,积极开展同国外和港、澳、台伊斯兰教界人士 和穆斯林的友好往来。

活動内容も設立趣意とおなじように、中国イスラーム教協会と寧夏イスラーム 教協会の文言には大差はみられない。両者ともに、中華人民共和国の法律の範囲 内での「正常」な宗教活動、宗教教育、宗教指導者養成に対する指導が強調されている。ただし、寧夏イスラーム教協会の場合、清真寺の「民主管理」や宗教指導者の養成・管理にすこし具体的に言及している点が特徴的である。これは、中央の北京とは異なり、寧夏にはムスリムが集住し、宗教指導者が多いことと関係している。ところで、1995 年 8 月 21 日の「第 5 回代表会議」では寧夏イスラーム教協会の会長(謝生林)が過去 5 年来の活動内容を次のように報告している。以下、ポイントを列挙し、同協会の活動内容を具体的に把握しておこう。

- 1 认真学习、宣传贯彻党和政府的宗教信仰自由政策
- 2 参政议政,协助政府维护社会稳定,增进了民族团结
- 3 积极引导伊斯兰教界人士和穆斯林群众为社会主义两个文明建设服务
- 4 坚持阿訇考核,提高教职人员的素质
- 5 认真做好朝觐服务工作
- 6 坚持编辑《宁夏穆斯林简讯》,交流了情况,增进了了解
- 7 配合政府有关部门,完成了外事接待任务

それぞれのテーマごとにどのような活動が実際におこなわれたのかを補足して おく。①寧夏各地のイスラーム教協会 15) 関係者の召集、清真寺の宗教指導者や 管理責任者の座談会の開催、党・行政の政策の宣伝などを実施した。党の統一戦 線工作部はイスラーム界の人士とともに党中央の統一戦線工作部、国家民族事務 委員会、国家宗教事務局の関係者に接見した。②寧夏イスラーム教協会の会長・ 副会長は人民代表大会や政治協商会議の会議や視察に積極的に参加した。また、 寧夏におけるハラール食品の管理方法に関する意見交換、イスラームを侮辱する 事件に関する座談会などを開催した。③清真寺での金曜説教で「愛国愛教」を宣 伝させ、社会安定を維持させるよう努めた。清真寺や宗教指導者を表彰する行事 を企画し、貧困地域への寄付をおこなった。④宗教指導者の水準を向上させるた めに宗教指導者の資格審査試験を実施し、「アホン証」(宗教指導者の資格証明書) を合格者に発行した。⑤寧夏ではメッカ巡礼者が毎年増加しているが、メッカ巡 礼団を組織した。⑥寧夏のイスラーム界の関係者に機関誌を配布し、イスラーム 教協会の活動内容を紹介した。⑦政府関連部門と中国イスラーム教教会の指示と 支援の下、寧夏イスラーム教協会は外国人ムスリムの訪問団を接待し、寧夏ムス リムの生活状況を紹介した。また、他省・自治区のイスラーム教協会の訪問を受 け入れて情報交換をおこなった。

以上の寧夏イスラーム教協会の活動内容を概観し、中国イスラーム教協会のそれと比較すると、当時、党・行政によって宣伝されていた社会主義建設の必要性

が強調されている点はおなじであるが、寧夏イスラーム教協会の場合、地域的特性をふまえ、「民族団結」、「愛国愛教」、宗教指導者の資格審査などが具体的に明記されている点が特徴的だとわかる。



写真2 寧夏イスラーム教協会に掲示されていた宗教団体に関する法規定

### 3 組織構成

それでは、ひきつづき、寧夏イスラーム教協会の組織構成を以下の表2で確認したい。表2のデータは1995年「第5回代表会議」で選出された主要メンバーの一覧表であるが、寧夏イスラーム教協会の関係者の話によると、2000年の調査時点でもほぼ同じメンバーである。およそ1995年から2000年にかけて会長(1名)、副会長(12名)、秘書長(1名)、副秘書長(2名)、常務委員会(46名)、委員会(175名)という内訳になっていた。中国イスラーム教協会に代表として参加した寧夏の代表は1993年の時点で22名(このうち女性2名)、2000年の時点24名(このうち女性3名)である。寧夏の代表の多くが寧夏イスラーム教協会のメンバーであるが、寧夏のほかの市や県のイスラーム教協会のメンバーもふくまれる。

寧夏イスラーム教協会のメンバーは、中国イスラーム教協会とおなじく、基本的には全員が回族である。寧夏回族自治区内は5つの地域に分類され、それぞれの地域からメンバーが選出されているが、寧夏中南部のようにムスリムが集住する地域の定員数が多めに設定されている。寧夏イスラーム教協会のメンバーの多くは、清真寺の宗教指導者や管理責任者である。このような地元出身の宗教エリート層の動員は中国イスラーム教協会の場合とまったく同じものである。

ところで、寧夏イスラーム教協会の秘書長・副秘書長もほかの役職とおなじく

表 2 寧夏回族自治区イスラーム教協会の組織構成(1995年第5回代表会議)

役職	姓名
会長 (1名)	謝生林(73歳、平羅県出身、小学卒、中国イスラーム教協会副会 長、Y)
副会長(12名)	治正剛 (80歳、平羅県出身、大学卒、共産党員、Y) 洪維宗 (同心県出身、高校卒、Kh) 馬智仁 (63歳、同心県出身、大学卒、共産党員、Q) 金仲華 (60歳~70歳、呉忠市出身、小学卒、J) 呉清芳 (60歳、海原県出身、小学卒、Q) 鮮培礼 (70歳、西吉県出身、小学卒、固原地区政治協商会議主席、 Kh) 李徳貴 (62歳、海原県出身、小学卒、Q) 馬 桓 (60歳、涇源県出身、小学卒、J) 馬廷秀 (65歳、固原県出身、小学卒、J) 馬廷秀 (65歳、超原県出身、小学卒、Q) 厳正清 (57歳、銀川市出身、大学卒、共産党員、寧夏イスラーム 教経学院副院長) 馬子安 (61歳、霊武市出身、小学卒、Y) 王明貴 (60歳、平羅県出身、小学卒、Q)
顧問 (1名)	馬成才 (年齡?、同心県出身)
秘書長(1名)	馬智仁 (63 歳、同心県出身、大学卒、共産党員、Q)
副秘書長(2名)	丁 文(54歳、賀蘭県出身、中学卒、共産党員、Y) 馬成才(37歳、海原県出身、大学卒、共産党員、Kh)
常務委員(46名)	※省略
委員(175 名)	①自治区直轄機関(22名)、②銀川地区(23名)(銀川市三区(10名)、賀蘭県(7名)、永寧県(6名))、③石嘴山地区(32名)(石嘴山市三区(7名)、平羅県(19名)、惠農県(5名)、陶楽県(1名)) ④銀南地区(74名)(呉忠市(23名)、霊武県(17名)、青銅峡市(6名)、中衛県(1名)、中寧県(1名)、塩池県(2名)、同心県(24名))、⑤固原地区(94名)(固原県(24名)、涇源県(12名)、彭陽県(8名)、海原県(24名)、西吉県(23名)、隆徳県(3名))※省略

出典: 2000 年 10 月から 2001 年 3 月までのフィールドワークでえられた一次資料。

注記: (1)「教派」を示す略号:

Q (カディーム派)、Kh (フフィーヤ派)、J (ジャフリーヤ派)、Y (イフワーン派)

(2) 寧夏イスラーム教協会の主要メンバーは全員が回族である。

回族であるが、原則、共産党員が担当することになっているらしい。この点は中国イスラーム教協会の事例とおなじである。回族の共産党員は、党・行政の方針にそってイスラーム教協会の実務を取り仕切るが、ほかのメンバーと違い、イスラームの「教派」間の力関係に左右される可能性が低く、どちらかといえば中立

的な立場にあるから重宝されるのであろう。なお、調査地では、共産党員は清真寺の管理運営には参加できないらしく、清真寺民主管理委員会(管理組織)のなかには党員はいなかった  $^{16}$ 。

このほか、寧夏イスラーム教協会の人事異動を分析するにあたってイスラーム の「教派」というファクターを考慮する必要があるだろう。中央政府のある北京 とは違って、寧夏・甘粛・青海・陝西などにはイスラームの「教派」がいくつも 乱立しており、宗教政策を実施するうえでは「教派」間の力関係を無視すること はできない。例えば、フランス人研究者 Francoise Aubin の見解によれば、中央 の中国イスラーム教協会および地方のイスラーム教協会のメンバーの多くがイス ラーム改革派とされるイフワーン派であるという [Aubin 1991:342]。これと 同じことは中国の回族作家、張承志によっても指摘されている[張承志 1993: 176]。実際の状況はどうなっているのかといえば、調査地の場合、寧夏イスラー ム教協会の会長のポストはたしかにイフワーン派の宗教指導者に分配されてい た。このことは銀川市イスラーム教協会にもあてはまる。さらに、両協会の会長 は同じイフワーン派の師弟関係にあるらしい。寧夏イスラーム教協会がどのよう にしてイフワーン派の宗教指導者に対して重要な役職を配分するのかという問題 は現時点では確認できないが、おそらくイフワーン派は他の「教派」(とくに西 北部に多いスーフィー教団)のように党国家にとって脅威となる教団ネットワー クを形成する可能性が低く、警戒されていないからであろう。

イフワーン派についてもうすこし補足説明しておくと、調査当時、寧夏回族自治区の銀川市の中心地にある清真寺の大部分がイフワーン派のモスクであった。これは、イフワーン派がおもに中華民国期(具体的には1930年代なかばごろ)、当時の寧夏省南部から寧夏府城(現在の銀川市城区にほぼ相当する)へ伝播し、その支持者たちが、回民(回族)がほとんど集住していなかった寧夏府城の空白地帯に活動拠点を定めたことと関係している。現在、銀川市の中心地ではイフワーン派の教義解釈や儀礼方法がひろまっており、清真寺のイスラーム教育や宗教指導者の養成においても影響力がある。

いずれにしても、寧夏イスラーム教協会はおもに地元出身の回族の有力者(宗教指導者や管理責任者)によって構成されており、ムスリムの「宗教団体」として宗教事務局と清真寺をむすびつける役割を期待されていることは明白である。中国イスラーム教協会と寧夏イスラーム教協会の相違点は、寧夏ではイスラームの「教派」というファクターを人事異動の際に考慮せねばならない点である。寧夏では清朝期に「回民蜂起」が発生し、中華民国期に「回民軍閥」が台頭したことからわかるように、寧夏回族は「おなじムスリム」とはいっても、けっして一枚岩の結束を誇っているわけではない。清真寺間の力関係の調整だけでなく、「宗

教団体」内部のポスト配分においても、このことをイスラーム教協会の執行部が十分に注意していないと、かりに寧夏で「教派」間の衝突が発生すると、そこを 震源地として西北部全体の政治秩序が不安定化しないとはいえない。こうしたこ とから、寧夏の共産党および行政機関がイスラーム教協会の人事異動に適切な「指 導」をおこなっている可能性がある。

# VI 清真寺の行事に招待された「よそ者」

### 1 A 清真寺の宗教指導者の就任式典

ここまで中央・地方のイスラーム教協会の全体像を具体的に記述してきたが、清真寺の活動に共産党、宗教事務局、イスラーム教協会がどのように関わるのかということについては言及していない。そこで、本節では、調査地で観察したA清真寺の宗教指導者の就任式典を例に挙げ、そこへ参加する党・行政やイスラーム教協会の関係者がその場の政治力学に影響をおよぼすのか、また、宗教指導者、寄宿学生、管理責任者、一般信徒たちがどのような態度をとるのかということを具体的に紹介したい。

### 事例 A 寺における宗教指導者の就任式典

2002年の夏のことである。調査地の A 寺で宗教指導者の就任式典が開催された。新しく就任する宗教指導者 (B氏) はアラビア語が堪能であり、イスラーム教育に熱心で地元で人望のあつい。寧夏イスラーム教協会のメンバーだが、 A 寺では一般信徒の大多数が B 氏の着任を支持していた。

就任式典の当日。銀川市周辺の清真寺から数多くの参加者が集まり、A 寺はにぎわっていた。参加者数は 200 名以上。A 寺の敷地内には政治スローガン(例えば「愛国愛教」) の書かれたポスターがところどころに貼りだされていた。

就任式典は A 寺の清真寺民主管理委員会が進行した。まず、前任の宗教指導者がクルアーンを朗誦した。ひきつづき、新しい宗教指導者 (B氏) がイスラーム式の挨拶をおこない、銀川市イスラーム教協会の党幹部が就任式を取り仕切った。ちょうどそれが終わる頃、寧夏回族自治区や銀川市の党・行政関係者が入場し、各機関の挨拶がおこなわれた。はじめに、A 寺の管理責任者 (主任) が挨拶をおこなった。その後、寧夏イスラーム教協会の会長 (C氏) が演説をはじめた。C氏は「共産党・行政の宗教政策を支持せねばならない」とたびたび強調し、「愛国愛教」、「民族団結」、「教派団結」などのスローガンを連呼していた。最後に、銀川市の共産党統一戦線工作部の代表がごく簡単な挨拶をおこない、それが終わると、党・行政関係者は退席した。この後、各清真寺

の宗教指導者(数名)が新しく着任した宗教指導者に祝辞をのべた。

会場にいた参加者(おもに清真寺の宗教指導者、寄宿学生、一般信徒)の反応についていえば、新しい宗教指導者の就任式典は A 寺の一大イベントなので、聴衆が演者の話を静粛に聴いているとおもいきや実際はそうではなかった。 寧夏イスラーム教協会の会長 C 氏が演説を長々とおこなっていると、聴衆のおおくがお喋りしはじめ、なかには居眠りする人たちも出てきた。ひどい場合には演説の途中に会場の外へ出ていく者もいた。

### 2 事例分析

まず、この事例で注目したいのは、党・行政関係者およびイスラーム教協会関係者の発言内容である。今回の行事に出席した党・行政関係者は、寧夏宗教事務局の処長、寧夏イスラーム教協会の副主任、寧夏回族自治区人民代表大会の主任、銀川市人民代表大会の副主任、銀川市政治協商会議の副主席(兼銀川市統一戦線工作部部長)、銀川市城区民族宗教事務処の処長だった。党・行政関係者としては、銀川市政治協商会議の副主席だけが式典でごく簡単な挨拶をおこない、「党の民族宗教政策」、「団結強化」、「社会適応」などを聴衆に対して訴えていた。ただ、所要時間は数分間と極めて短かった。これに対して、寧夏イスラーム教協会の会長(C氏)の演説は10分以上も続き、党・行政関係者の演説より長く、また、演説内容にはいくつもの政治宣伝のイディオム、例えば、「党への感謝」、「清真寺の民主管理」、「愛国愛教」、「民族団結」、「教派団結」、「多民族国家中国」、「社会適応」などがいたるところにちりばめられていた。A 寺に新しく着任した宗教指導者への祝辞が伝えられなかった点とは対照的である。

ここでもうひとつ注目したいのが会場にいた聴衆の反応である。調査地ではすでに「恒例行事」となっている党・行政関係者の清真寺の行事への参加に対して、聴衆があからさまに異議を唱えることはない。それどころか、主催者ともいうべき A 寺の清真寺民主管理委員会や一般信徒たちは「愛国愛教」に代表される政治スローガンの印刷された横断幕や貼紙を清真寺に自主的に掲示していた。こうした光景をみると、少なくとも A 寺の関係者は党・行政の宗教政策を「積極的」に支持しているようにみえる。

しかし、その一方、A 寺の関係者をふくむ聴衆は党・行政関係者を「熱烈歓迎」 しているようにはみえなかった。そのことは党・行政関係者およびイスラーム教 協会の会長が演説をおこなっている最中の聴衆の態度にはっきりとあらわれてい た。会場となった「礼拝殿」(礼拝をおこなう建物) は清真寺のなかでも静粛に すべき場所であるが、そこでのお喋り、居眠り、途中退出といった行動は、ムス リムの人々が自発的に企画・実行する清真寺の行事(例えば、断食明けの祭り、 は容易に理解できる。

犠牲祭など)ではまず目にすることはない。つまり、清真寺における礼儀作法の 観点からみると、今回の式典での聴衆の態度は「非常識」な行動だったわけであ る。実際、筆者は調査地の清真寺でこれほどまで騒がしい行事をみたことがない。 それでは、会場にいた聴衆はどうして「非常識」な態度をとったのだろうか。 聴衆(おもに男性)の反応は意識的なものも無意識的なものもあるが、党・行政 関係者およびイスラーム教協会会長の演説に対する無関心のあらわれではないか と考えられる。清真寺のなかで普段おこなわれる行事ではみかけることのないあ る種の無力感が聴衆の視線や態度から醸し出されていた。筆者はインタビュー調 査を聴衆ひとりひとりに実施したわけではないが、調査者の実感としてそうし た「やる気のなさ」を肌でひしひしと感じた。会場にいた聴衆の多くが清直寺と いう自分たちの生活世界のなかに突如やってきた党・行政関係者に対してささや かな態度表明を示したと解釈することも可能だろう。党・行政関係者 (多くが漢 族)は、清真寺にふだんやって来る人々とは違い、ムスリムの礼拝帽をかぶって いるわけでもなく、イスラーム式の挨拶をするわけでもない。彼(女)らの服装 をひとめ見ると「よそ者」とわかるうえに、お役人さんたちは遅刻し、「お決まり」 の政治宣伝の演説を開始したわけである。会場の聴衆の多くが退屈そうにしたの



写真3 イスラーム教協会の党幹部と握手する宗教指導者

# Ⅵ 考察 — 党・行政・宗教団体の「共棲関係」

ここまでの記述をふまえ、現代中国(とくに西北部)の少数民族地域における「宗教団体」の位置づけを考えてみたい。本節では、本稿の冒頭で言及した「国家・社会関係」論を援用し、調査地における共産党、行政機関、「宗教団体」がどのような「共棲関係」を形成しているのか、そして、それが具体的な場面でどのような政治力学を生起させるのか、ということについて検討する。

## 1 党・行政の「指導」と宗教団体の「協力」

中央・地方のイスラーム教協会と党・行政との関係を整理しておこう。中国イスラーム教協会であれ、寧夏イスラーム教協会であれ、それぞれの設立趣意を一瞥すればわかるように、「宗教団体」として党・行政の政策に積極的に協力することが重要な任務とされている。そのことは、中央・地方のイスラーム教協会の活動内容や代表会議における活動報告でもくりかえし強調されている。とくに、中央・地方のイスラーム教協会の会議に党・行政の関係者(例えば共産党の統一戦線工作部、国家宗教事務局)がほぼ毎回のように出席し、党・行政の宗教政策の方針を会議出席者(おもに清真寺の宗教指導者や管理責任者)に通達することは、党・行政・「宗教団体」の連携関係が意識されていることを如実に示している。

例えば、2001年1月15日から18日にかけて寧夏回族自治区銀川市で寧夏イスラーム教協会の会議が開催されたが、当日、寧夏イスラーム教協会のメンバーだけでなく、寧夏回族自治区宗教事務局や寧夏の市・県の民族宗教局の関係者、すなわち、行政機関の関係者も出席している。寧夏回族自治区宗教事務局の局長(呉国才)は演説のなかで、中央・地方の党・行政の政策方針をふまえたうえで、寧夏イスラーム教協会に対するいくつかの要望(宗教信仰自由政策の貫徹、宗教活動の法制度化、「愛国主義」や社会主義の宣伝、イスラーム教協会自身による政策の強化など)を提示している。このような党・行政の意向を汲みながら、寧夏イスラーム教協会会長(C氏)は、寧夏回族自治区における「政治穏定」、「経済発展」、「民族団結」、「社会進歩」が党の「宗教信仰自由政策」のおかげだと高く評価し、鄧小平理論の指導下、江沢民を中心とする党中央のもとに団結し、寧夏の共産党および政府の指導の下でイスラーム政策の新たな局面にむかって奮闘せねばならないと会議を総括していた。

あくまでも「社会団体」の規定に鑑みると、中央・地方のイスラーム教協会は 民間の「社会団体」のひとつである。このことは間違いない。しかし、イスラーム教協会の規約、活動内容、会議の内容などを検討すると、イスラーム教協会は 党・行政の政策方針に則って運営されており、実質的には、共産党主導で確立さ れた宗教管理機構の一翼を担っていると考えてよい。

### 2 共産党員の存在

中央・地方をとわず、イスラーム教協会のなかには共産党員のメンバーがおり、秘書長・副秘書長の役職に就いている。これだけをみると、イスラーム教協会があたかも党・行政の指導下にあるようにみえるが、ここで注意せねばならないことがある。たしかにイスラーム教協会では、回族の共産党員が重要な役職に就いて実務を担当している。このことは中央でも地方でも「ありふれた光景」となっている。しかし、だからといってイスラーム教協会の共産党員が中央・地方の政策方針を同協会に対して強引におしつけるわけではない。実際、イスラーム教協会の共産党員のなかには、党・行政の政策方針を地元の実状に照らし合わせて慎重に検討し、清真寺の関係者と緊密に意見交換をおこない、必要におうじて党・行政と清真寺の関係調整に奔走する人もいる。つまり、イスラーム教協会に勤務する共産党員の立場や役割を共産党員という属性だけを判断基準として一面的に理解することには注意を要する。

中央・地方のイスラーム教協会のメンバーの多くは清真寺の宗教指導者や管理 責任者であるが、そのなかには、イスラーム教協会の公的利益よりも自分の所属 する清真寺の私的利益を優先しようとする人たちもいるらしい。とくにイスラー ムの「教派」関係が複雑な調査地では個々人の私的な利害関係にもとづく政治的 かけひきは根強い。中国社会では「関係主義」[園田 1991:190]が人々の行動 原理となる傾向があるが、個々人のコネクションが集団や組織に対する帰属意識 (忠誠心)を凌駕することが少なくない。中国人は「一盤散砂」(孫文)と形容さ れることがあるが、イスラーム教協会の場合でもメンバーのあいだに「同じ宗教 団体」に所属しているというひとつの共同体意識が共有されているとはかぎらな い。こうした状況をふまえると、イスラーム教協会の共産党員は個々のメンバー をひとつの「宗教団体」としてまとめあげる役割を担っているようにも考えられ る。

# 3 宗教団体の自律性について

中国のイスラーム教協会は、実際の活動をみるかぎり、党・行政とは切っても切り離せない関係にあるといえる。イスラーム教協会の秘書長・副秘書長(共産党員)は党・行政と協会をむすびつける役割を担っている。当然のことながら党・行政の政策方針や法規定などに関する事務連絡は秘書長・副秘書長が担当する。中国のイスラーム教協会は1950年代の設立当初から共産党員をメンバーとして加入させている時点で、党・行政と付き合っていかざるをえない「運命」

にある<sup>17)</sup>。中央・地方のイスラーム教協会の成立過程の詳細については未調査であるが、共産党が社会主義革命支持を表明したムスリムの有識者に結成を指示(指導?)したのではないかという見解もある。

ひきつづき、イスラーム教協会の成員権(入会資格や入会条件)を確認しておきたい。中央・地方のイスラーム教協会ともに、メンバーの多くは清真寺の宗教指導者や管理責任者であるが、イスラーム教協会の規約には入会資格や入会条件に関する記述がみあたらず、具体的にどのような手続きをふめば入会できるのかが明らかにされていない。このことについても諸説あるが、党の統一戦線工作部あるいは宗教事務局が「適正な人材」とみなした者をメンバーに「任命」していると調査地で聞いたことがある。調査地の清真寺関係者の話によれば、イスラーム教協会の人事異動は党・行政との「関係」(guanxi)、すなわちコネクションによるらしい。

このような組織の性格をふまえると、イスラーム教協会の「社会団体」としての自律性をあらためて検討する必要性が出てくる。中国の「社会団体」も西洋社会における「結社」とおなじように「メンバーが自発的に組織する側面」をおもな特徴としているが、イスラーム教協会の場合、ムスリムの人たち(とくに党・行政と関係のない人たち)がどこまで「自発的」に組織したのかが不明である。また、イスラーム教協会の活動方針・活動内容は党・行政の意向にそうかたちで企画・決定・実施されている。こうした側面にも注意をはらうと、イスラーム教協会をムスリムの人たちが自発的に組織した「宗教団体」だと無条件に結論づけるのはむずかしいといえる。現代中国にかぎらず、国家権力がその活動に過剰に「介入」できる「宗教団体」の場合、「結社」に本来的に備わるべき「自発性」や「自律性」が保障されるとはかぎらない<sup>18)</sup>。中国のイスラーム教協会は、国家と個人とをむすびつける独立的・自律的な「結社」というよりもむしろ、個々人を国家権力の支配領域に積極的に誘導する「官製結社」あるいは「準行政組織」として理解するのが実状にあっている。

# Ⅷ おわりに――今後の課題と展望

本稿では、ごくかぎられた文献資料およびインタビュー調査でえられた一次資料にもとづき、現代中国におけるイスラーム教協会に関する考察を試みた。これまでの中国研究において中華人民共和国成立後の「社会団体」、とくに公認宗教の「宗教団体」が具体的に調査・研究されてこなかったことをふまえ、中央・地方のイスラーム教協会の概況報告および事例分析に重点をおいた。ただし、中国の少数民族地域では外国人研究者の調査には有形・無形の制約が根強く、党・行

政やイスラーム教協会の関係者に対してインテンシブなインタビュー調査を十分 には実施できなかった。

もうひとつの課題としては、本稿の分析枠組みに援用した「国家・社会関係」 論にかかわる問題を指摘しておきたい。「国家・社会関係」論については、欧米 人研究者の先行研究が豊富にあるが、今回は十分には参照できておらず、理論的 検討をおこなう余裕がなかった。1990年代以降の中国研究では、中華人民共和 国成立後の労働組合、NGO・NPO、「社区」、「村民委員会」などの広義の中間集 団に関する議論が盛んで、政治学者や社会学者が積極的に議論に参加しているが、 人類学者はほとんど参加できていない。今後の課題としては、「異業種他社」の 中国研究の動向にも注意を払いながら、現代中国の中間集団に関する理論的研究 を進める必要があると考えられる。

#### 注

1) 現在、中国にはイスラームを信仰するとされる 10 の少数民族(いわゆる「ムスリム少数民族」)が 正式な「民族」(minzu)として認定されている。内訳は、テュルク諸語を母語とするウイグル族、 カザフ族、クルグズ族、ウズベク族、タタール族、サラール族、ベルシア語系の言葉を母語とする タジク族、モンゴル語系の言葉を母語とする東郷族、保安族、漢語を母語とする回族となっている。「民 族」の戸籍にもとづく人口統計によれば、ムスリム少数民族の総人口は約 2,000 万人。ただし、この 統計は「民族」の戸籍によるため、「イスラームを放棄した無神論者」がふくまれており、また、「イ スラームに改宗した非ムスリム少数民族」が除外されている。つまり、現時点では、中国にくらす ムスリムの総人口を正確には把握することはできない。

中国イスラームの宗派はスンナ派でハナフィー法学派に分類されるが、カディーム派、スーフィー教団 (フフィーヤ派、ジャフリーヤ派、カーディリーヤ派、クブラヴィーヤ派)、イスラーム改革諸派 (イフワーン派、サラフィーヤ派) などのいくつもの「教派」 (jiaopai) とよばれる分派が確認されている。それぞれの「教派」のあいだには教義の解釈や儀礼の作法に相違点がみられ、地域や状況によっては通婚を忌避する事例もある。

- 2) 本稿における「宗教団体」という用語は、中国の「社会団体登記管理条例」(1998年10月25日公布・施行)によって規定された「社会団体」(中国公民が自発的に組織し、会員の共同の願望を実現するために、その規約にしたがって活動を展開する非営利の社会組織)とほぼおなじ意味で使用する。2008年の時点で中国国内にはおよそ220,000もの「社会団体」が登録されている。なお、「社会団体登記管理条例」や「社会団体」に関する最新の情報に関しては「国家民間組織管理局」が運営するホームページ、「中国社会組織」(http://www.chinanpo.gov.cn/web/index.do)に詳しい(2011年2月9日閲覧)。この「国家民間組織管理局」とは国務院(日本の「内閣」に相当する)の民政部に設置された組織である。
- 3) 中国の行政区分は、ごく簡単に整理すると、上位レベルから「省級」(省、直轄市、自治区)・「地級」 (地区、地級市、自治州、盟)・「県級」(県、県級市、族、自治県、自治族など)・「郷級」(郷、鎮、 街道) に分類できる。都市部には「市」・「区」・「街道」が、農村部には「郷」・「鎮」が設置されて いる。寧夏は行政区分上、(1) 銀川市、(2) 石嘴山市(平羅県、陶楽県、恵農県)、(3) 銀南地区(呉 忠市、青銅峡市、霊武市、同心県、塩池県、中衛県、中寧県)、(4) 固原地区(固原県、海原県、西 吉県、隆徳県、涇源県、彭陽県) に分類される。1990 年代半ばの時点で寧夏の総人口は約543 万人、 そのうち回族の人口が約182 万人(寧夏総人口の約34%)である。回族の人口が多い地域は、涇源

県(全県の約 96%)、海原県(全県の約 69%)、同心県(全県の約 78%)、霊武市(全市の約 46%)、 固原県(全県の約 41%)で、寧夏の中南部に回族が集中している(統計資料の数値は概算)。

- 4) 2005 年の統計資料によれば、寧夏回族自治区全体には清真寺がおよそ3,500 箇所あり、清真寺に 勤務する5,328 人の宗教指導者が、8,000 人の寄宿学生が確認されている[中国伊斯蘭教協会(編) 2005:384]。調査地の銀川市には清真寺が155 箇所、ゴンベイ(おもにスーフィー教団の聖者廟) が1 箇所あった。その内訳を確認すると、城区に3 箇所、新城区に5 箇所、郊区に54 箇所、永寧県 に27 箇所、賀蘭県に66 箇所となっていた。単純計算ではあるが、清真寺やゴンベイに勤務する宗 教指導者は156 人いることになる。
- 5) 回族の人々は、おもに唐代から元代にかけて中国へ移住したアラブ人・ベルシア人・トルコ人が漢人との通婚を繰り返した結果、中国で形成された少数民族だと考えられている[中田 1971]。ただし、現在の回族のなかには、外来ムスリムを民族的な祖先として認知していなかったり、イスラームを放棄していたりする人々もいるため、民族定義は容易ではないが、便宜上、本稿ではこれまでの民族定義によるものとする。
- 6) なお、「群衆団体」という用語は、ワンクの英語論文の日本語訳のなかで使用された語彙であるが、 正確には「社会団体」であろう。
- 7) 現在、中国の公認宗教とは、道教・仏教・カトリック・プロテスタント・イスラームを指す。
- 8) なお、この時点では少数民族のエリート層がおもな攻撃対象となっただけで、一般民衆(「エリート層」ではないという意味で使用する)はイスラームを実施できていた。
- 9) 調査地においては1955年に95箇所あった清真寺が1966年には1箇所にまで減少している。
- 10) ただし、実際のところ、多くの人たちが土葬を秘密裏におこなえていた。
- 11) その一方、「不信教の自由」の権利も法的に保障されている。
- 12) 1958年秋、馬振東や金鳳山ら宗教指導者が発起人となり、1959年2月に成立した。1960年に廃止された後、1979年に再開した[寧夏百科全書編纂委員会(編) 1998:677-678]。
- 13) ところで、その8年後、2001年1月30日には次のように修正されている。
  - 1 协助政府宣传贯彻我国的宗教信仰自由政策;
  - 2 高举爱国主义旗帜,发扬伊斯兰教的基本精神和优良传统;
  - 3 独立自主自办教务;
  - 4 代表全国各民族穆斯林的合法权益,发挥桥梁作用;
  - 5 积极引导伊斯兰教与社会主义相适应;
  - 6 拥护中国共产党的领导和党在社会主义初级阶段的基本路线;
  - 7 在邓小平理论指引下,推动各民族穆斯林积极参加社会主义物质文明和精神文明建设,遵守社会 道德规范;
  - 8 加强民族团结,维护社会稳定,促进并维护祖国统一,维护世界和平。

①我が国の宗教信仰自由政策の施行・宣伝に対する助力、②愛国主義の旗印を掲げてイスラームの基本精神および素晴らしい伝統を発揚すること、③自主独立の原則による教務、④全国のムスリム諸民族の合法的権益を代表して橋渡しとしての役割を担うこと、⑤イスラームと社会主義の相互適応に対する積極的な指導(牽引)、⑥党の「領導」と社会主義初期段階の基本路線の擁護、⑦鄧小平理論の指導下、ムスリム各民族を社会主義の物質文明および精神文明の建設へ積極的に参加させ、道徳規範を遵守させること、⑧民族団結の強化、社会安定の維持、祖国統一の促進・保持、世界平和の維持。

- 14) この事件については張文遠 [2002] に詳しい。
- 15) 寧夏回族自治区にあるイスラーム教協会の本部は寧夏イスラーム教協会(銀川市)である。そのほかの地方支部は、賀蘭県、永寧県、石嘴山市、平羅県、恵農県、陶楽県、呉忠市、霊武県、青銅峡市、

同心県、中衛県、中寧県、塩池県、固原県、海原県、西吉県、涇源県、彭陽県、隆徳県に設置されている (2000年から 2001年にかけて実施したフィールドワークでえられた情報による)。

- 16) 2000年から2001年にかけて寧夏銀川市で実施したフィールドワークで確認した情報にもとづく。 なお、省(自治区)によっては、ムスリム少数民族の共産党員が清真寺民主管理委員会のメンバー となっている地域もある。
- 17) 中国イスラーム教協会は1952年、当時のムスリムの著名人、馬堅、楊静仁、劉格平、ブルハン、サイフジンたちが発起人となり、1953年5月に成立した。1953年5月に第一次委員会(主任:ブルハン)、1956年12月に第二次委員会(主任:ブルハン)、1963年10月に第三次委員会(主任:ブルハン)、1980年4月に第四次委員会(主任:張傑)、1987年3月に第五次委員会(会長:瀋選熙)、1993年12月に第六次委員会(会長:安士偉)、2000年1月に第七次委員会(会長:陳広元)、2006年5月に第八次委員会(会長:陳広元)が開催されている [cf. 朱越利(主編) 1994:177]。なお、張承志の見解によれば、第四次委員会主任の張傑はかつての「解放区」の延安モスクのアホンで、第五次委員会会長の瀋選熙は上海出身で革命に貢献した人物だったとのことである [張承志1993:177]。中国イスラーム教協会成立前後の具体的状況については不明な点が多く、今後あらためて調査する必要がある。
- 18) 現在の中国の「社会団体」がかかえる問題については小嶋・辻中「2004:56-57] に詳しい。

#### 参照文献

#### 足羽 與志子

2000 「中国南部における仏教復興の動態――国家・社会・トランスナショナリズム」 『現代中国の 構造変動 5 社会――国家との共棲関係』、 菱田雅晴(編)、pp. 239-274、東京大学出版会。

#### 石井 知章

2007 『中国社会主義国家と労働組合----中国型協商体制の形成過程』御茶の水書房。

#### 小嶋 華津子

2004 「国家と社会のあいだ」「現代東アジアと日本 2 中国政治と東アジア』、国分良成(編)、pp. 129-147、慶應義塾大学出版会。

2008 「市場経済化と中国都市部の「市民社会」」「現代アジア研究 2 市民社会』、竹中千春・高橋伸夫・山本信人 (編)、pp. 157-177、慶應義塾大学出版会。

#### 小嶋 華津子・辻中 豊・

2004 「「社団」から見た中国の政治社会――中国「社団」調査 (2001-2) を基礎にして」『比較のなかの中国政治』、日本比較政治学(編)、pp. 47-75、早稲田大学出版部。

#### 澤井 充生

2009 『中国西北部における清真寺と住民自治――回族のジャマーアティの民族誌』東京都立大学大学院社会科学研究科社会人類学専攻博士論文。

2010 「中国共産党のイスラーム政策の過去・現在――寧夏回族自治区の事例」『中国における社会主義的近代化――宗教・消費・エスニシティ』、小長谷有紀・川口幸大・長沼さやか(編)、pp. 57-86、勉誠出版。

#### 園田 茂人

2001 『中国人の心理と行動』日本放送出版協会。

#### 高橋 伸夫

2008 「中国「市民社会」の歴史的展望を求めて」『現代アジア研究 2 市民社会』、竹中千春・高橋伸夫・山本信人 (編)、pp. 35-56、慶應義塾大学出版会。

#### 田島 英一

2007 「中国の国家=社会関係とキリスト教」 『中国 21』 28:215-232。

2009 「中国カトリックの公益事業に見る、公共宗教の可能性」『協働体主義――中間組織が開くオルタナティブ』、田島英一・山本純一 (編)、pp. 95-119、慶應義塾大学出版会。

#### 張 承志「HANG Chengzhi]

1993 『回教から見た中国---民族・宗教・国家』中央公論社。

#### 中田 吉信

1971 『回回民族の諸問題』アジア経済研究所。

#### 菱田 雅晴

2000 「現代中国の社会変動をどう捉えるか」 『現代中国の構造変動 社会——国家との共棲関係』、 菱田雅晴(編)、pp. 3-18、東京大学出版会。

### ワンク、デイヴィット・L

2000 「仏教復興の政治学――競合する機構と正当性」『現代中国の構造変動 5 社会――国家との 共棲関係』、菱田雅晴(編)、pp. 275-304、東京大学出版会。

WHITE, Gordon, Jude HOWELL and Xiaoyuan SHANG

1996 In Search of Civil Society: Market Reform and Social Change in Contemporary China. Oxford: Clarendon Press.

#### SAICHI, Tony

2001 Governance and Politics of China, New York: Palgrave.

#### 国家宗教事務局政策法規司 (編)

2000 『全国宗教行政法規規章彙編』宗教文化出版社。

2000 『中国宗教法規政策読本』宗教文化出版社。

#### 寧夏百科全書編纂委員会(編)

1998 『寧夏百科全書』寧夏人民出版社。

#### 張 文遠

2002 『当代寧夏簡史』当代中国出版社。

#### 「中国穆斯林」編集部(編)

1994 『中国穆斯林』(第2期) 中国伊斯蘭教協会。

2000 『中国穆斯林』(第2期) 中国伊斯蘭教協会。

2006 『中国穆斯林』(第3期) 中国伊斯蘭教協会。

#### 中国伊斯蘭教協会 (編)

2005 『新時期阿訇実用手冊』東方出版社。

#### 朱越利 (主編)

1994 『今日中国宗教』今日中国出版社。